

明日、仕事がなくても、お金がもらえる！ 日雇い雇用保険を活用しよう

「日雇い雇用保険」とは？

スポット派遣で働く皆さん、「日雇い雇用保険」をご存知ですか？

「日雇い雇用保険」とは、2ヶ月間に合計26日以上勤務すると、その翌月、仕事に就けなかった日(あぶれた日)に「あぶれ手当」(4100円～7500円)が給付されるという制度です。



パターン1

日給8200円の仕事で1ヶ月に20日間(例えばグッドウィル10日、フルキャスト10日ずつ)働いて、残りの11日間働かなかった場合…

賃金 8200円×20日=16万4000円

あぶれ手当 6200円×8日=4万9600円

計21万3600円の収入を確保！

パターン2

日給6500円の仕事で1ヶ月に18日間(例えばグッドウィル9日、フルキャスト9日ずつ)働いて、13日間働かなかった場合…

賃金 6500円×18日=11万7000円

あぶれ手当 4100円×10日=4万1000円

計15万8000円の収入を確保！

※パターン1、2とも日給や働いた日数によってあぶれ手当の額や支給日数は異なります。

「日雇い雇用保険」に加入して「あぶれ手当」を取得しよう！

「日雇い雇用保険制度」は、2007年9月、スポット派遣で働く方々にも適用されるようになったばかりです。「日雇い雇用保険」に加入して「あぶれ手当」を取ろうというスポット派遣労働者のために、以下のとおり説明会を開催します。ぜひご参加ください。

「日雇い雇用保険」説明会

日時 2008年1月19日(土) 午後7時～
2008年2月2日(土) 午後7時～

場所 派遣ユニオン会議室



派遣ユニオン

新宿区西新宿4-16-13 MKビル2F 電話 03-5371-8808